平成30年1月10日 第19回草津市景観審議会 資料2

≪報告1≫

書面会議の実施結果について

(景観影響調査に対する意見)

景観影響調査案件 ソフトバンク株式会社(木川町)

1 対象行為の場所草津市木川町字老ヶ口1569番

「景観ゾーン:田園ゾーン

用途地域:市街化調整区域

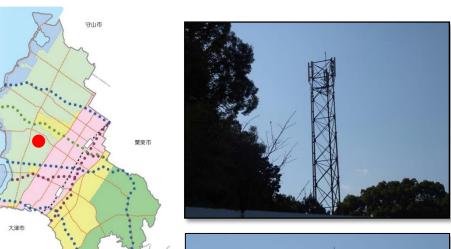
2 対象行為の種類 工作物の改築 (携帯電話基地局内のアンテナ取替)

※既存コンクリート柱は平成14年建柱



【既存】

- (1) 最後部の高さ 30.00m ⇒⇒
- (2) 対象行為場所の高さ 30.00m
- (3) 改築部分(アンテナ)長さ 1.306m ⇒⇒





【改築後】

30.00m (変更なし)

1. 405m (6本中3本取替)

アンテナ等工作物の景観形成基準について

田園ゾーンの景観形成基準

工作物の最高部の高さは13m以下とすること。ただし、次の①、②については、眺望景観に関する措置を講じ、景観影響調査を実施し、草津市景観審議会の意見を聴いて、やむを得ないと認められる場合は、これによらないことができるものとする。

- ①公共、公益上必要な場合
- ②現に有する機能を維持するため、既存の高さおよび容積の範囲内で行う、工作物の改築、増築および外観の変更を伴う修繕もしくは模様替、および色彩を変更する場合。
- ◆近景域における調査の結果、景観形成基準に適合 しており周囲の景観と調和したものとなることと予測し、 景観影響はないものと評価する。
 - ⇒ 景観形成措置 ・・・ 特になし



当該行為による景観影響はないものと総合的に評価する

書面会議の結果について

書面会議の実施

- ①資料一式および書面表決書を委員に郵送(11月21日発送⇒回答期限11月30日)
- ②電話もしくはメールにて委員に通知
- ③期日内に委員15名全員からの返信があったため会議が開催されたものとし、委員全員が会議に出席したものとする。

書面会議の結果

表決	賛成	反対	判断保留	合計
票数	15	0	0	15

◆議事に関する意見

当該行為は、景観に大きな影響を及ぼさないと考えられる。



草津市景観計画上、支障なく当該行為を行えるものとする。